

十月一日から 診療報酬が改正される

十月一日から診療報酬の改正がおこなわれますので、その概要をお知らせいたします。改められる内容は、すでに新聞、ラジオなどでご存知のことと思いますが、療養担当者（医者）の待遇改善を図る

十月一日から診療報酬の改正がおこなわれますので、その概要をお知らせいたします。改められる内容は、すでに新聞、ラジオなどでご存知のことと思いますが、療養担当者（医者）の待遇改善を図る

正される乙表の「二」を比較してみると、投薬料と注射料を除いた現行点数表に一・二五倍した点数に十円を乗じたものが医療費となり、実質的には単価を一円増額したことになりますが、今までのように薬剤を使用するほど高価な薬剤を使用するほど利潤が増すようになつていた欠点を除くようにできております。甲表では、技術料と材料料とを

分離するという方針で組み立てられ、更に診療行為の種類別に第一部から八部まで分類されております。これらの比較を次表に掲げてみましょう。なお、①乙表の「一」は大都市（甲地）といひ、東京都、大阪府、京都府、神奈川県、愛知県、兵庫県）で採用され、乙表の「二」（乙地）といひ、大都市以外の地域）よりも八%

甲乙の「二」表及び現行点数表による例示比較

診療科目	診療内容	甲表	乙表の二	現行
初診料	時基本診療	180円	50円	46円
	深夜に初診を受けた場合	280	75	69
再診料	時基本診療	50	25	23
	入院後 1カ月以内 (一日当)	280	175	161
入院後 1カ月～3カ月 (〃)	250			
入院後 3カ月超過 (〃)	220			
診療所入院料	入院後 1カ月以内 (〃)	240	175	161
	入院後 1カ月～3カ月 (〃)	210		
	入院後 3カ月超過 (〃)	180		
往診料	昼片道 2軒以内	120	125	115
	夜片道 4軒	360	376	345
検査料	赤血球沈降測定	60	63	57.5
	血液検査	340	188	122.5
	喀痰顕微鏡検査	60	50	46
	膀胱鏡検査	1,000	313	287.5
投薬料	内服一剤 1日分 (25円の薬)	17	43	44.9
	内服二剤 1日分 (40円の薬)	26	59	58.7
注射料	皮下筋肉内 (25円の薬)	23	77	69
	静脈内 (40円の薬)	34	123	115
	リンゲル液 (1000CC)	442	469	425.5
	生血輸血技術料 (200CC)	580	813	747.5
レントゲン診断料	胸部単純撮影	664	625	575
	胸部透視診断	1,544	1,508	1,460.8
処置および手術料	手または足の範囲の皮膚	50	50	46
	洗眼	37.5	37.5	34.5
	洗鼻	25	25	23
	耳鼻処置 (ペニシリン点用)	37.5	37.5	34.5
	腔洗	50	50	46
	洗腸	37.5	37.5	34.5
	盲腸切除術 (腰麻)	250	100	92
	盲腸切除術 (静脈麻酔)	4,600	3,125	2,875
	人工妊娠中絶術 (全身麻酔)	1,400	1,250	1,150
	胃切除術 (閉鎖循環式麻酔)	11,200	7,500	6,900
	肺葉切除術 (閉鎖循環式麻酔)	17,000	10,088	9,832.5
	歯科の部	歯牙の普通処置	45	34.5
抜歯 (白歯)		80	57.5	57.5
14カラット金合金ポストインレー		210	161	161
全金冠 (大白歯)		950	1,121	1,121
金有床義歯 (一床二歯)		1,600	2,518.5	2,518.5
全床義歯 (一顎)		900	828	828
総義歯	2,300	2,484	2,484	

地区名	生産者数	売渡申込数量
尾谷	274	2,468.8
塩谷	596	7,029.8
塩谷	484	5,204.8
東入	550	4,603.8
東入	244	2,677.8
西野	453	4,188.0
野成	143	1,178.4
野成	221	1,516.4
野成	164	1,602.8
計	3,129	30,469.2

昭和33年度
米穀売渡申込受託数量
(八月二十五日現在)

米の売渡し数量
量まとまる

30,469石
昭和三十三年産の米穀売渡し申し込みの、受託数量がまとまりました。(八月二十五日現在) これによりますと、この売渡し申し込み数量は三万四千六百九十九石と、このうち農協予約は、三万二千三百三十一石、業者予約が二百三十八石となつております。なお、この割当目標は二万六千九百四十五石となつておりますので約三千五百石が上回つたこととなります。昨年の実績は、二万九千五百八十二石(予約戸数三千五百四十四戸)であり、ここでもこの豊作が裏づけされるわけです。

メートル法になれましょう



発行人
栃尾市
新潟県栃尾市
電話(代表) 750

人口の動き
(8月末日現在)
世帯数 7,195
人口 38,528人
男 18,605人
女 19,923人

初のポンプ操法コンクール 団員千名 県知事の閲団受ける

昭和三十三年度栃尾市消防団の大演習が、去る八月二十二日午前八時、サイレンを台図に全市消防団の約半数九八八名が参加して栃尾小学校校庭において行われました。

この日、北村県知事をはじめ増尾消防団長、長岡、山古志消防団長を迎え午前八時三十分、知事の服装、姿勢点検、人員報告が行われ、ついで消防団ラッパ隊を先頭に団員の街頭行進が行われ、常安寺門前で知事の閲団を受けました。この街頭行進には、栃尾中学校生徒のブラスバンドの参加もあり、その威風堂々の行進に市民の観音があがっていました。

再び、会場の栃尾小学校校庭にもどつて、本市、はじめの試みであるポンプ操法の競技会が開始され、手引ポンプ、可搬動力ポンプ、自動車が挙行されました。

ポンプの三部門にわかれ、操法の技術が競われ、次の分団が入賞を決定、ついで放水演習は西谷川の両岸をはさんで二十八台のポンプが一斉に水をあげ、演習中の圧巻でありました。



【写真上は、知事の閲団をうける団員
下は、操法競技】

りました。終つて知事代理として増尾消防団長から講評があり表彰状、感謝状の伝達

【表彰、感謝状受賞者】
△内閣総理大臣官房賞勲部長賞、木杯三ツ重、台付前団長故那須太助遺族那須ヨイ
△日本消防協会長賞 齋藤忠一
△県知事、県消防協会長功績章外山石伊、平井省吾
△同勤労章 島平一郎、大竹二一、五十嵐勝次、諸橋正平、藤田嵐、飯浜幸一
△同精進章 原貞市郎ほか六人
△同精進賞 杉本尚一ほか二十一人

有権者はおわすれなく！ 九月十五日現在で選挙権の申告を

基本選挙人名簿は、毎年九月十五日現在で登録資格のある者について調査して選挙管理委員会が調製します。ことしも昨年と同じく有権者の皆さんから選挙権の資格申告をしてもらい、基本選挙人名簿を調製する参考にしたと存じます。すでにお手元に配付されている(配付されていない時は、区長さんから受取つて下さい)用紙「選挙権

1、日本国民であること
2、昭和三十三年十二月二十一日以前(二十一日を含む)に生れた人
3、ことし六月十五日以前から引き続き栃尾市内に住所を有する人
1、禁治産者
2、禁こ以上の刑に処せられその執行を終るまでの者
3、禁こ以上の刑に処せられその執行を受けることが、なくなるまでの者(選挙権係犯罪以外の一般犯罪により刑に処せられ、執行猶予中の者を除く)
4、選挙権による選挙権の停止中の者

◎申告上の注意
1、申告書の書き方は、申告用紙のうらにくわしく説明してありますからよく読んでから記入してください。
2、会社などの宿舎に居住する有権者は、主として住民登録のしている場所に申告してください。昨年、会社の宿舎と実家とで二重に申告された人が多く見受けられました。このように重複しないようご注意ください。
なお、この基本名簿は、ことしの十二月二十日に確定し、その後一年間効力を有することとなっております。明年の市議会議員選挙などに使用されるものです。

